

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)
TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@kyouik
u-net.org
2005.2.21(月)
No.80

さいたま市の自己申告書制度

「自己申告書」に新たな欄が

政令指定都市さいたま市は、独自に「自己申告書」を今年度一〇月から管理職にだけ始めました。「独自に」とは、他市でも管理職の制度はほぼ同じものでした。その後、一般教職員の自己申告制度については、「教員の評価に関する研究協議会」（財界から二名、マスコミから一名、PTAから一名、教職経験者から一名、大学から一名、市教委から二名で構成される。以下「協議会」）の議題に上げられ、協議されてきています。九月二十九日、二十一日、一月二十六日とすでに三回開かれたこの会議のなかで、県の「自己申告書」は、さいたま「独自の」ものに「つくりかえられてきています」。

まず今年度一〇月から始まったさいたま市の管理職の自己申告書は、県のものとの次の点が変わらされていました。

①「目指す学校像（ミッション）」が「学校教育目標」に。

②下に申告書の書き方が簡単に説明してある文言が加わった。

これらの変更にはとくに問題はありませんが、しかし、一二月一日に行われた「協議会」で、事務局（市教委）が提示した「教諭用自己申告書」における変更には疑問を呈さざるをえません。

「学校教育目標」の下に「学校教育目標に連鎖した自己の中期的な課題」という欄が設けられたのです。前号で詳しく説明したように、「学校の教育力を高める」ために行われる自己申告制度であるからには、教職員集団の話しあいでも一致した目

標をかかげ、その目標を達成するために集団で取り組む、成果や課題も集団の話しあいでも明らかにすることが大切です。したがって「学校教育目標」の次に大切なのは、学年、教科会、校務分掌会などで話し合った目標であり、それらの目標のなかで自分の目標を考えることであるはずで、その目標を「当初申告」欄に記入していくわけです。そしてその目標を達成するために自分が必要だと考える研修を「研修」欄に書き込んでいくのです。という流れの中に「学校教育目標に連鎖した自己の中期的な課題」という欄が入るといのはどういふことを意味するのでしょうか。簡単に言えば「学校教育目標」と「学年目標」「教科会目標」「校務分掌での目標」の間に「自己の目標」を置くということですね。「集団の目標」の上に「自己の目標」を置くというこ

とです。これで「学校の教育力を高める」ことができるのでしょうか。一

「協議会」に変更権限があるのか

より問題なのは、市教委の提示した「自己申告書」が、「協議会」の論議によって変更させられたことと、変更内容は次の二点です。

①三つの「領域」のうち「その他の校務」が「学校運営への参画」に変更。

②「研修」欄が「自己研鑽」欄に変更。

まずもって怒りをおぼえるのは、変更された内容ではなく、実際に申告書を書かされる私たちに何の相談もなく、「協議会」で変更させられていくというやり方です。そんな権限までこの「協議会」にはあるのでしようか。

その変更内容にも疑問を感じます。

①教員の仕事の「領域」は、学習指導、学年・学級経営・生徒指導等、と

(様式3) 平成 年度 自己申告書 (教諭) 学校 教諭 () 通番 ()

領域	当初申告		目標等の修正 追加・変更等	最終申告	
	今年度の目標(課題)	方 策		成 果 ・ 反 省	次年度への課題
	学校 教育 目 標			学校 教育 目 標 に 連 鎖 し た 自 己 の 中 期 的 な 課 題	
学習指導					
学年・学級経営 生徒指導等					
学校運営への参画					
自己研鑽	(目標・計画)	(成果・課題)			指導助言

○ア欄には、困難度を次に従い、数字で記入する。
5:きわめて高い 4:高い 3:ふつう

○イ欄には、個々の目標について達成度の自己評価を行い、次に従い、数字で記入する。(困難度は考慮しなくてよい)
5:10割 4:8割以上 3:6割以上 2:4割以上 1:4割未満

○自己研鑽欄には、研究・修養に関する今年度の目標・計画とそれに対応する成果・課題を記入する。

歩譲って、そうしたものがあればこの分け方が一番わかりやすいと思

「その他の校務」は「校務」に当たらないの

「協議会」に変更権限があるのか

より問題なのは、市教委の提示した「自己申告書」が、「協議会」の論議によって変更させられたことと、変更内容は次の二点です。

①三つの「領域」のうち「その他の校務」が「学校運営への参画」に変更。

②「研修」欄が「自己研鑽」欄に変更。

まずもって怒りをおぼえるのは、変更された内容ではなく、実際に申告書を書かされる私たちに何の相談もなく、「協議会」で変更させられていくというやり方です。そんな権限までこの「協議会」にはあるのでしようか。

その変更内容にも疑問を感じます。

①教員の仕事の「領域」は、学習指導、学年・学級経営・生徒指導等、と

「その他の校務」です。教員であればこの分け方が一番わかりやすいと思

「その他の校務」は「校務」に当たらないの

「協議会」に変更権限があるのか

より問題なのは、市教委の提示した「自己申告書」が、「協議会」の論議によって変更させられたことと、変更内容は次の二点です。

①三つの「領域」のうち「その他の校務」が「学校運営への参画」に変更。

②「研修」欄が「自己研鑽」欄に変更。

まずもって怒りをおぼえるのは、変更された内容ではなく、実際に申告書を書かされる私たちに何の相談もなく、「協議会」で変更させられていくというやり方です。そんな権限までこの「協議会」にはあるのでしようか。

その変更内容にも疑問を感じます。

①教員の仕事の「領域」は、学習指導、学年・学級経営・生徒指導等、と

②「研修」という教員にとってわかりやすい言葉

を、なぜわざわざ「自己研鑽」などという使い慣れないものに変える必要があるのでしょうか。

さいたま市教委は、なぜ県の「自己申告書」を

変える必要があったので

しょう。それはさいたま

市の場合、最初から「人

事評価のための自己申告

制度」をつくらうとしたからです。簡単に言えば、教員を競争に追い込むための自己申告制度をめざしたからです。

次号ではさいたま市の人事評価について明らかにします